

徳島県告示第五百五十六号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| | | |
|----------------|---------------|----------------------------|
| 測 量 の 種 類 | 測 量 を す る 地 域 | 測 量 を す る 期 間 |
| 公共測量（三次元データ計測） | 徳島県の一部 | 令和二年九月一日から 令和三年二月二十六日まで |